

# 共生型サービスの概要について



# 共生型サービスの対象となるサービス

( )内は府内の事業所数<京都市含む>

区分	介護保険法	障害者総合支援法	児童福祉法
ホームヘルプサービス	訪問介護 (630)	居室介護 (547) 重度訪問介護 (522)	障害者等について、居室において、入浴、排せつ又は食事等の介護を行う 重度の肢体不自由者等常時介護を要する方に対して入浴、排せつ又は食事等の介護や移動中の介護を総合的に行う
デイサービス	通所介護 (444)	生活介護 (216)	児童発達支援 (93) 放課後等デイサービス (245)
ショートステイ	(介護予防)短期入所生活介護 (388)	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練) (38)	
「通い訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス	(看護)小規模多機能型居宅介護 (予防を含む) (184)	短期入所 (137)	児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問介護員や介護福祉士が高齢者宅を訪問して生活の援助を行う	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。	障害者支援施設等に短期間入所し、主に生活面の介護を受ける
	高齢者がデイサービスセンター等へ通い、レクリエーションを行ったり、日常生活の支援を受ける	常時介護を必要とする障害者に、居間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。	障害児に対して、児童発達支援センター等で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の供与、集団生活への適応訓練等を行う
	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、主に生活面の介護を受ける	生活介護、自立訓練	児童発達支援、放課後等デイサービス
	通い	居室介護、重度訪問介護	
	訪問	短期入所	
	泊まり		

# 介護サービスの種類

介護給付を行うサービス	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	両町村が指定・監督を行うサービス
<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与 ○福祉用具購入 ○住宅改修</li> </ul> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院</li> <li>○介護療養型医療施設</li> </ul>	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【通所型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護(デイサービス)</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul>	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> </ul> <p>◎在宅介護支援</p> <p>※平成30年4月から市町村に権限移譲</p>
<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> <p>※介護予防訪問介護は平成29年3月までに地域支援事業に移行済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○介護予防福祉用具貸与 ○介護予防福祉用具購入</li> <li>○介護予防住宅改修</li> </ul>	<p>【通所型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>※介護予防通所介護は平成29年3月までに地域支援事業に移行済</p> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul>	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> </ul> <p>◎介護予防支援</p>

# 障害者総合支援法の給付・事業

市町村

第6条

## 自立支援給付

★原則として国が1/2負担

### 介護給付

- ・居宅介護
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援

H30.4.1  
入院中利用可

第28条第1項

### 訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援(新規※)
- ・自立生活援助(新規※)
- ・共同生活援助

※H30.4.1~

第28条第2項

### 相談支援

- ・基本相談支援
- ・地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
- ・計画相談支援

第5条第16項

### 自立支援医療

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

第5条第22項

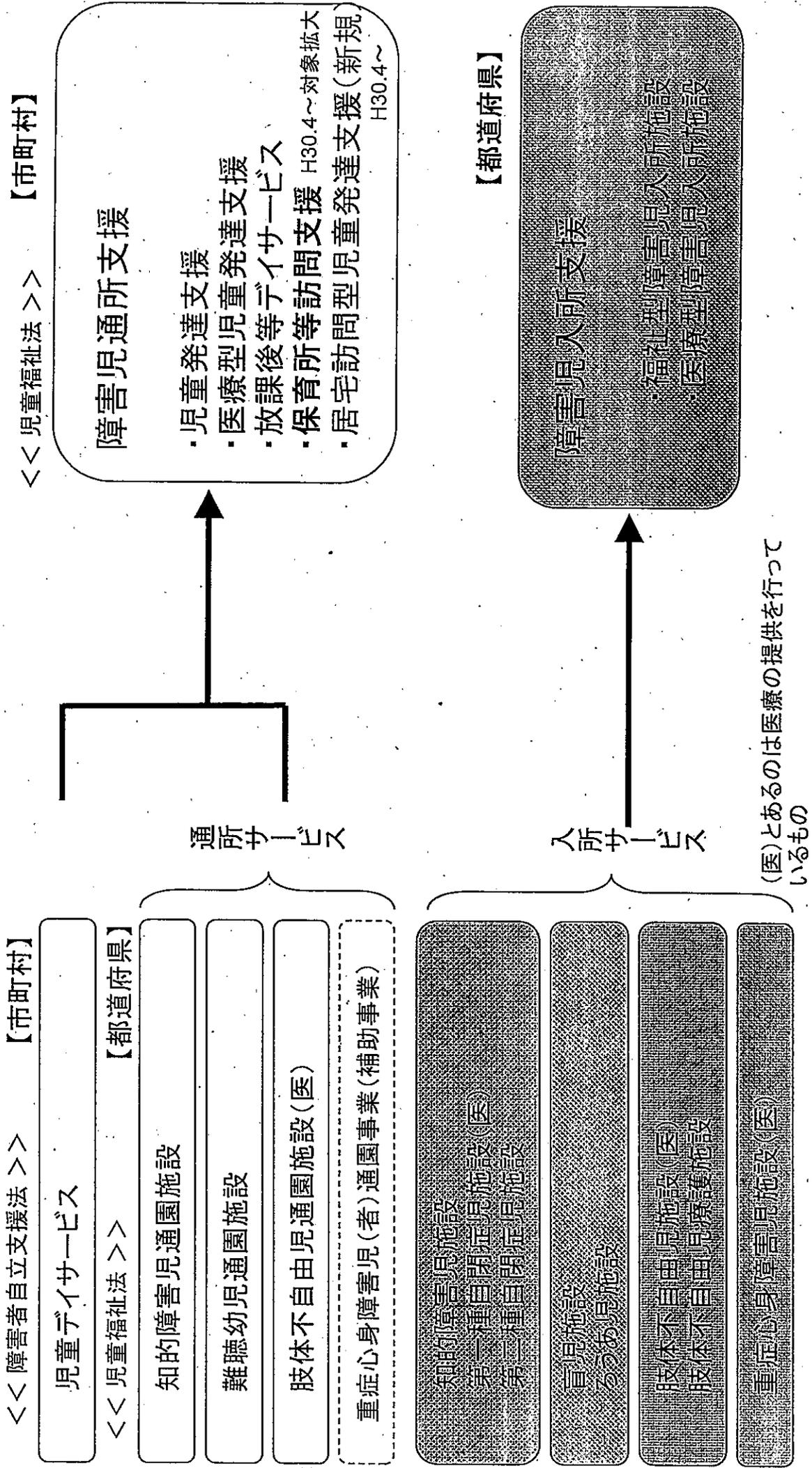
### 補装具

第5条第23項

障害者・児

# 平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



# 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

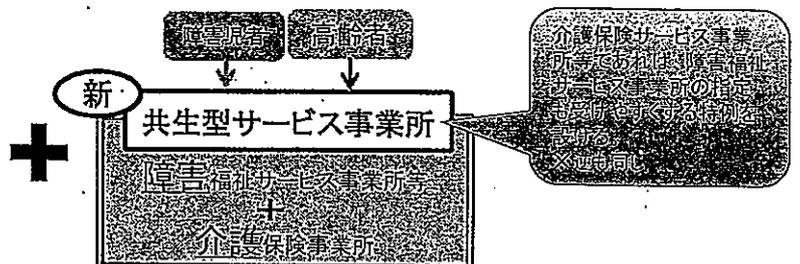
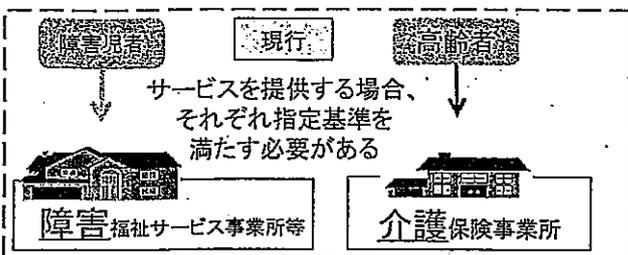
- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
  - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
  - ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
  - ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 財政的インセンティブの付与の規定の整備
  - （その他）
    - ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
    - ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
    - ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
  - ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
    - ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
  - ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
  - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
  - （その他）
    - ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
    - ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
  - 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
    - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。
- ※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

## 共生型サービスの趣旨等

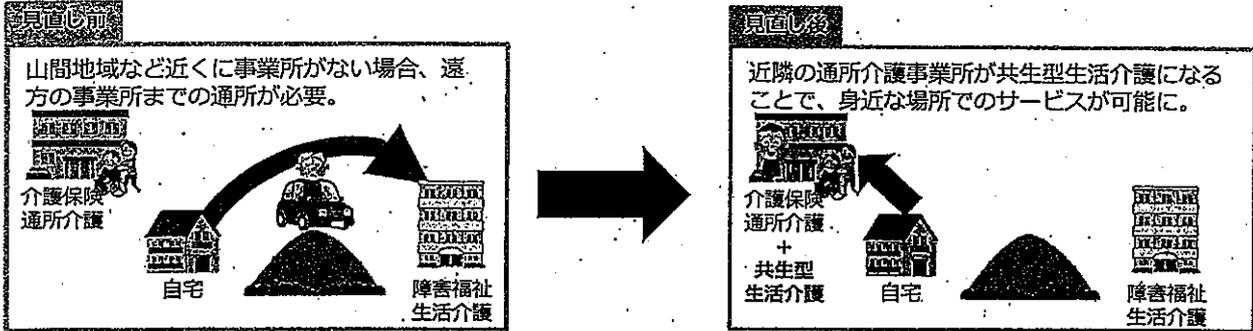
- 平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
  - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
  - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。
- 法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。
- 「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。



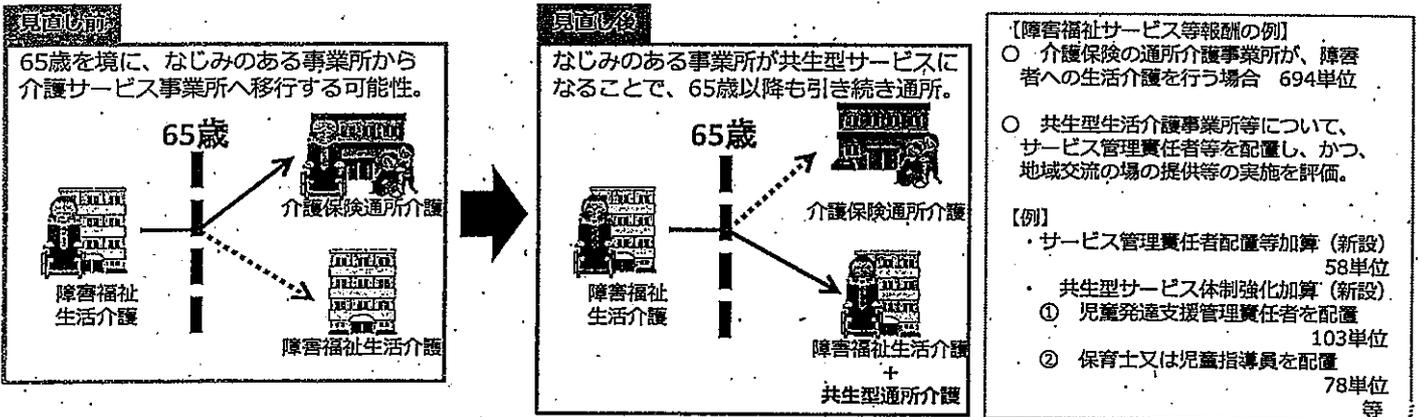
# 共生型サービスの基準・報酬の設定

○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

## ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



## ○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



# 共生型サービス

社保審一障害者部会  
第86回（H29.9.20） 資料1

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム  
第8回（H29.9.6） 資料2

### 現状・課題

## 5. 共生型サービスの対象サービス

○ 下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。

- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
- ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上）
	療養通所介護	⇔	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る） 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス※	(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)		生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上）
	・通い	→	(通い)
	・泊まり	→	短期入所 (泊まり)
・訪問	→	居宅介護 重度訪問介護 (訪問)	

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

# 共生型サービス【イメージ】

社保審一障害者部会

第86回(平成29.9.20)

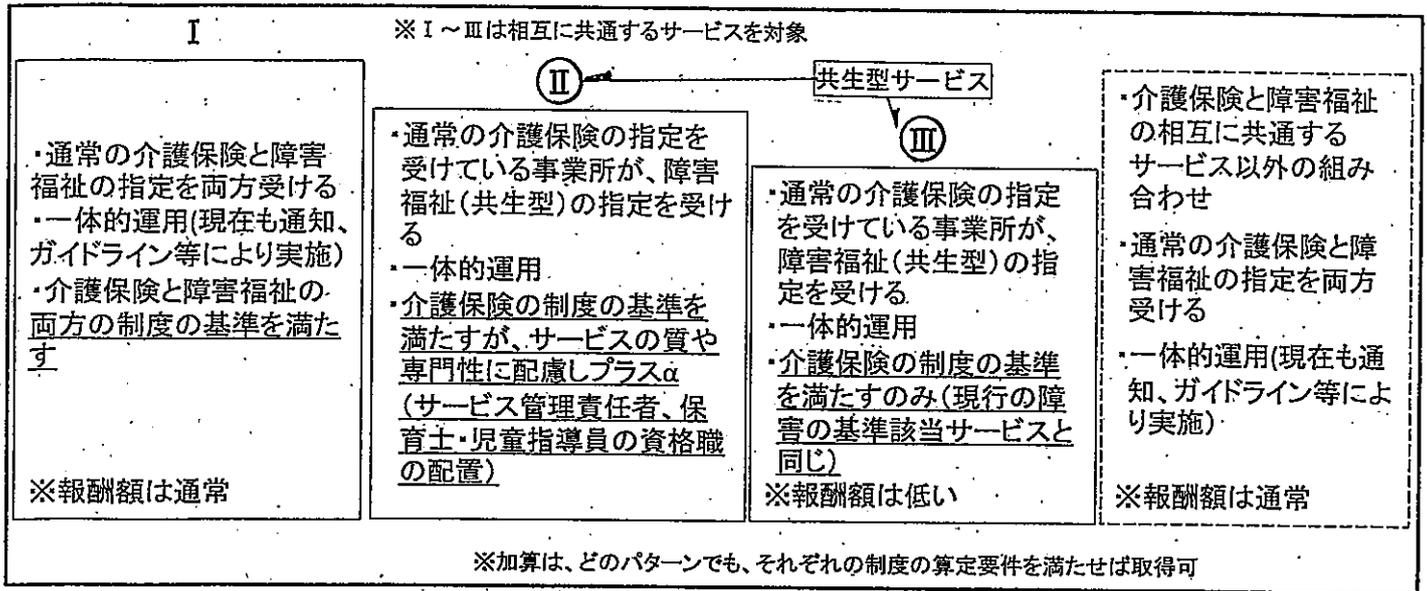
資料

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第8回(H29.9.6)

資料2

介護保険事業所を障害児者が利用



\* 障害福祉事業所を高齢者が利用する場合については、社会保障審議会 介護給付費分科会で検討。

## 共生型サービスに関する関係審議会の意見

● 障害者総合支援法施行3年後の見直しについて(抄)(社会保障審議会障害者部会 報告書)(平成27年12月14日)

### Ⅲ 各論点について

#### 8. 高齢の障害者に対する支援の在り方について

##### (1) 現状・課題

(障害福祉制度と介護保険制度)

○ 一方、これまで障害福祉制度を利用してきた障害者が介護保険サービスを利用するに当たって以下のような課題が指摘されている。

- ・ 介護保険サービスを利用する場合、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の事業所を利用することになる場合がある。

##### (2) 今後の取組

(障害福祉制度と介護保険制度の連携)

○ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が、相当する介護保険サービスを利用する場合も、それまで当該障害者を支援し続けてきた障害福祉サービス事業所が引き続き支援を行うことができるよう、利用者や事業者にとって活用しやすい実効性のある制度となるよう留意しつつ、その事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行うべきである。

# 介護保険制度の見直しに関する意見 (平成28年12月9日社会保障審議会介護保険部会)

## I 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等

#### (1) 地域共生社会の実現の推進

##### 【公的な福祉サービスの「丸ごと」への転換】

- 高齢者、障害者等の福祉サービスについて見ると、デイサービスなど相互に相当するサービスがある。利用者の利便や、サービスの提供に当たる人材の確保などの課題を踏まえると、同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービスを一体的に提供できるようにすることが考えられるが、現行制度上、障害福祉サービス事業所としての指定を受けているというだけでは、介護保険サービスを提供できる仕組みとはなっていない。
- また、介護保険優先原則の下では、障害者が高齢になり介護保険の被保険者となった場合、その障害者がそれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が、介護保険サービス事業所としての指定を併せて受けていなければ、その障害者は、それまでとは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならない場合がある。
- さらに、これまで障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合や、障害福祉サービスと介護保険サービスを併給する場合等において、相談支援専門員とケアマネジャーが利用者の状態やサービスの活用状況等について情報共有を図るなど、緊密な連携を行うことが必要である。
- これらの点については、社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）においても、
  - ・ 障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所になりやすくする等の見直しを行うべきである
  - ・ 相談支援専門員とケアマネジャーの連携を推進するため、両者の連携が相談支援事業及び居宅介護支援事業が行うべき業務に含まれる旨を明確にするべきである
 との指摘がなされている。
- このような状況を踏まえ、サービスの質を確保しつつ、介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行うことが適当である。
 その際、具体的な指定基準等の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするほか、事業所の指定手続についても、可能な限り簡素化を図ることが適当である。
 なお、共生型サービスについては、高齢者、障害者等に十分な情報提供と説明が必要である。
- また、相談支援専門員とケアマネジャーが、支援に必要な情報を共有できるよう両者の連携を進めていくことが適当であり、具体的な居宅介護支援事業所の運営基準の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするのが適当である。

## 関係団体ヒアリングにおける主な意見

社保審-障害者部会	
第86回 (H29.9.20)	資料1

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第8回 (H29.9.6)	資料2

No	意見等の内容	団体名
	○共生型サービスの創設に際しては、現在サービスを利用している利用者のサービスの質・量及び公的サービスが低下しないような制度設計と報酬上の評価が必要である。	日本知的障害者福祉協会 他 (同旨:きょうざれん、全国手をつなぐ育成会連合会)
	○共生型サービスの本来果たすべき役割を明確化するため、サービス提供責任者等に対する研修制度を新設し、研修受講した場合の加算を新設することを求める。	全国地域生活支援ネットワーク
	○平成30年度から予定されている共生型サービス事業所構想について、介護保険事業所が障害福祉サービス事業所の指定を受けやすくする特例が設けられる予定であるが、精神障害やその支援の独自性が介護保険事業所に理解されるよう、事業所やヘルパーに対して精神障害に関する研修を義務付けるなどの仕組みが必要と思われる。	全国精神保健福祉会連合会
	○障害児者・高齢者の特徴を踏まえ、人員・設備・運営基準等を柔軟なものとし、看護小規模多機能型居宅介護事業所の障害福祉サービスへの参入を促進する。	日本看護協会
	○施設やサービスを新設するのではなく、看護小規模多機能型居宅介護事業所・療養通所介護事業所等の既存の看護師配置のある事業所を自宅近くの泊まり・通いの場として気軽に活用できるようにする。	